

令和3年（行ウ）第15号 怠る事実の違法確認請求等住民訴訟事件

原告 金城 ミツ子 外7名

被告 沖縄県知事玉城康裕

補助参加人 一般財団法人沖縄美ら島財団

第2準備書面

令和4年3月18日

那覇地方裁判所 民事第2部 御中

補助参加人訴訟代理人

弁護士 与 世 田 兼 稔



第1 原告ら準備書面1に対する認否について

1 同書面第1の

- (1) 1の主張中、那覇市消防局の火災調査報告書の内容については認め、その余の原告主張は否認乃至争う。
- (2) 2の(1)から(7)の那覇市消防局の調査報告書の要約部分については、正確な引用であるとの限定で認め、(8)及び(9)については争う。

2 同書面第2の

- (1) 1の最高裁判例の存在は認める。
- (2) 2の判例解説の内容については争わない。
- (3) 3の主張は否認乃至争う。

3 同書面第3の主張は、否認乃至争う。

なお、追って補助参加人主張については明らかにする予定である。

4 同書面第4の求釈明に対する回答は後記のとおりである。

5 同書面第5は争う。

第2 求釈明に対する回答について

1 前提事実について

本件求釈明に回答するにあたっての前提事実として、首里城正殿の一般客の観覧ルートと車椅子の観覧ルート及び本件事案において争点となっている分電盤・コンセント配置、LED照明設置位置、延長コード配置を明らかにすると別紙「正殿内の動線および、分電盤、LED照明、延長コード等の設置位置」図の通りである。

原告ら主張の「後付けコンセント」について、補助参加人が平成30年12月に設置した事実はなく、従前から設置されていたものである。

延長コードについてであるが、この製品は市販の家庭用ではなく、設備管理会社の専門技師（電気工事士）が施工した設備会社による自社製作品であった。また、使用した配線コード、プラグ、コンセント等はJIS規格適合品であり、電気用品安全法に基づくPSEマーク基準に適合していた。

2 求釈明事項1「当該LED照明と延長コードについての安全対策」について

延長コードの安全対策については、毎日（1日4回）の巡回時に目視チェックをし、清掃、そして緩みなどを直していた。また、正殿内の混雑を避けるため、消防計画に定める収容人数に基づき入場制限を行っていたこと、延長コードの設置場所は、別紙「正殿内の動線および、分電盤、LED照明、延長コード等の設置位置」図のとおり、来園者の主要動線から外れていること、同箇所の動線は車椅子の通行はなく、防災のカーペット敷きで、来園者は靴を脱いで観覧することから、コードに過剰な踏圧はかからないようになっていた。

工法については、正殿が木造復元建物のため、建造物に傷をつけないよう配慮する必要があったことから、金属管には収納せず、壁際を這わすことと

したものである（丙1から丙3）。

3 求釈明事項2「LED コンセントの抜き差し」について

一般的な電源管理の手法であるが、LEDスタンド及び送風機は、使用後または閉館時に電源を切る運用としていた。この点、原告は、「分電盤の後付けコンセントに接続していたプラグを抜いて電源を落とす」ことがルールであるかのような主張をしているが、そのような管理ルールの定めはなかった。

したがって、①警備員が「火災のあった夜に限って補助参加人の指示に反し、分電盤の後付けコンセントに接続していたプラグを抜いて電源を落とすことを怠った」という事実も、②「補助参加人はもともと警備員に対し、夜間、LED 照明のコンセントないし延長コードのプラグを抜くよう指示していなかった」という事実もない。

4 求釈明事項3「後付けコンセントを24時間通電ブレーカーに接続していた理由」について

分電盤のブレーカーが自動的に夜間遮断される設定であったのは、平成4年に正殿が完成された当時からであり、そのようなシステムとなっている理由については、開園以前のシステム設計で決められたことであり、補助参加人において全く関与していないことなので回答できない。

LED照明を24時間通電の後付けコンセントから電源を取ったのは、別紙図面のとおりに、LED設置場所からの距離が最も近く、かつ、延長コードの設置場所は来園者の動線から外れていること、後付けコンセント以外の他の電源からLED照明に給電する場合は、来園者の動線内に延長コードを通すことになることなどから、安全性や合理性を考慮したことが理由である。

また、後付けコンセントの電源が24時間通電のブレーカーから給電する仕様となった理由について、正殿内の分電盤には、16のブレーカーがあり、その内、5つのブレーカーは24時間通電し、残り11のブレーカーは21時30分に自動オフとなるよう奉神門中央監視室で自動制御されていた。24時間通電している5つのブレーカーの内1つ（NO. 12）は分電盤横後付けコンセント（LEDスタンド、送風機）、監視カメラ、分電盤用照明に

電気を供給しており、監視カメラは24時間監視する必要があることからこのブレーカーは24時間通電としていた（丙4）。

- 5 求釈明事項4「補助参加人らが作成提出した消防計画等」について
丙第5号証から丙第7号証として提出した。

以 上

正殿内の動線および、分電盤、LED照明、延長コード等の設置位置

※ 2019年1月9日 沖縄県に提出した図面(正殿東側仮階段およびスロープ設置案)に
分電盤、LED照明、延長コード、コンセント、タツプの設置位置を追記。

